

一般財団法人新潟県バスケットボール協会旅費規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人新潟県バスケットボール協会の業務にあたる場合の旅費の支給について定め、その業務の円滑な運営に資することを目的とする。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、出張に要する交通費(鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃)、日当及び宿泊費とする。

2 日当は、県外出張中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

3 宿泊費は、出張中の泊数に応じ1泊当たりの定額により支給する。

(鉄道賃)

第3条 鉄道賃は、現に利用に要する旅客運賃および急行料金または特別急行料金(新幹線料金含む)を支給する。ただし、県内出張においては、急行料金または特別急行料金(新幹線料金含む)を支給しない。

2 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する急行料金および特別急行料金(新幹線料金含む)のほか、座席指定料金(普通車指定席)を支給する。この際、領収証の提出を必要とする。

(船賃)

第4条 船賃は、現に利用に要する旅客運賃を支給する。

この際、領収証の提出を必要とする。

2 佐渡汽船を利用した場合は、一律7,000円を支給する。(佐渡島内の交通費を含む)

この際、領収証の提出は不要とする。

2 佐渡汽船を利用した移動については、ジェットフォイルの利用を認める。

この際、領収証の提出を必要とする。

(航空賃)

第5条 航空賃は、現に利用に要する旅客運賃を支給する。

この際、領収証の提出を必要とする。

(車賃)

第6条 車賃は、自家用車により旅行する場合の車賃の額を、1キロメートルにつき37円とする。ただし、10円未満は切り上げとする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。
ただし、用務の都合又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

※GoogleMap を使用しての距離計算を推奨する。

(旅費を他より受けた場合の取扱い)

第8条 関係先等が出張者の旅費の一部、または全部を負担した場合には、本規定に定める旅費を減額するか、または支給しないことがある。

(日当)

第9条 日当の額は、県外出張のみ1日 2,000 円とする。県内出張においては、日当を支給しない。日当には朝食代と夕食代が含まれる。

第9条 日当の額は、県外出張のみ1日 2,000 円とする。県内出張においては、日当を支給しない。関係先から出張者の日当の支給があった場合には、本規定に定める日当を支給しない。

(宿泊費)

第10条 宿泊料は、出張中の泊数に応じ、次に掲げる金額を支給する。

- 2 県内出張において、出張日が連続する時において、交通費を1日毎に支給する合計額と、宿泊することによりその支出合計額が低額になる時には宿泊を認め、その金額は 10,000 円とする。
- 3 県外出張の場合は、12,000 円を支給する。原則、日帰りが可能な場合は宿泊を認めない。

第10条 宿泊料は、泊数に応じ次に掲げる金額を支給する。

- 2 県内移動において、稼働日が連続する時において、自宅からの往復距離が160kmを超え、加えて稼働時間によって出発時刻が早朝もしくは到着時刻が深夜になる場合は、領収書の提出をもって宿泊実費を支給する。
- 3 県外移動の場合は、領収書の提出をもって宿泊実費を支給する。
原則、日帰りが可能な場合は宿泊を認めない。
- 4 早割りなどの活用や、複数サイトでの比較などで、宿泊費をできる限り抑えるようにすること。
- 5 宿泊上限額は定めないが、妥当な宿泊先を選定すること。

(新潟県スポーツ協会に関わる事業に関する旅費について)

第11条 別途定めることとする。

(雑則)

第12条 会長または会長代行は、出張の性質上又は出張先の実情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額または増額することができる。

- 2 この規程に定めるほか、この規程の実施に関し、必要な事項は会長または会長代行が定める。

(改正)

第13条 この規程の改正は、理事会において行う。

附則

この内規は、平成27年3月21日から施行する。

平成28年3月20日改正(規程に改正)

平成30年3月21日改正、平成30年4月1日施行。

令和2年3月15日改正、令和2年4月1日施行。

令和4年3月19日改正、令和4年4月1日施行。

令和4年12月10日改正、令和5年1月1日施行。

令和5年3月25日改正、令和5年4月1日施行。

令和8年6月6日改正、令和8年6月8日施行。